

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	9-1	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第14条第5項	不利益処分の種類	指定届出機関の取消	
<p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日法律第114号)</p> <p>(感染症の発生の状況及び動向の把握)</p> <p>第14条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所 (以下この条において「指定届出機関」という。)の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者 (厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。)若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>5 都道府県知事は、<u>指定届出機関の管理者が第2項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による届出を担当するについて不相当であると認められるに至ったときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。</u></p>						